

キャッシュカード規定 新旧対比表

2025 年 6 月 1 日適用

改 正 後	改 正 前
キャッシュカード規定 〔ＩＣカード規定（磁気カード含む）〕 １．（カードの利用） （１） 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座（普通貯金無利息型）取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）、貯蓄貯金およびＪＡカードローン（キャッシュカード）について発行したＩＣチップを搭載したＩＣキャッシュカード（以下、これらを「ＩＣカード」といいます。）および磁気カード（以下、「ＩＣカード」と「磁気カード」を総称して「カード」といいます。）は、それぞれ当該貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。 ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定等のある場合に限りします。 ① 当組合、当組合が提携した他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。）<u>もしくは</u>当組合がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用して、<u>または当組合もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット、暗証番号打鍵装置等の機器を使用して</u>、カードローンの貸越の返済、普通貯金または貯蓄貯金（以下、これらを「貯金」といいます。）に預入れをする場合。（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。） ② 当組合<u>もしくは</u>当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を	キャッシュカード規定 〔ＩＣカード規定（磁気カード含む）〕 １．（カードの利用） （１） 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座（普通貯金無利息型）取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）、貯蓄貯金およびＪＡカードローン（キャッシュカード）について発行したＩＣチップを搭載したＩＣキャッシュカード（以下、これらを「ＩＣカード」といいます。）および磁気カード（以下、「ＩＣカード」と「磁気カード」を総称して「カード」といいます。）は、それぞれ当該貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。 ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定等のある場合に限りします。 ① 当組合、当組合が提携した他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。）<u>および</u>当組合がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用して、<u>（追加）</u>カードローンの貸越の返済、普通貯金または貯蓄貯金（以下、これらを「貯金」といいます。）に預入れをする場合。（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。） ② 当組合<u>および</u>当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を

改 正 後	改 正 前
含みます。以下、「支払機」といいます。)を使用して、<u>または当組合もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット、暗証番号打鍵装置等の機器を使用して</u>、カードローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合。(以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。) ③ ～ ④ (略) <u>(削除)</u> ⑤ <u>当組合または提携組合の店舗に設置しているタブレット、暗証番号打鍵装置等の機器を使用して、振込の依頼、届出事項の変更、口座振替の依頼等を行う場合。</u> ⑥ <u>当組合もしくは提携組合の貯金機、支払機もしくは振込機を使用して、または当組合もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット、暗証番号打鍵装置等の機器を用いて貯金の残高や届出情報を表示する場合。</u> ⑦ <u>その他当組合所定の取引をする場合。</u> (2) (略) 2. <u>(削除) 入金</u> (1) ～ (2) (略) ③ <u>貯金機の代替として、暗証番号打鍵装置を用いて窓口で入金する際は、当組合(提携組合の窓口の場合は、その提携組合)所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、入金にあたっての限度額については、前項に定めるとおりとします。</u> ④ <u>当組合または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて入金をする際は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。</u> 3. <u>(削除) 払戻し</u> (1) ～ (2) (略) (3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。	みます。以下、「支払機」といいます。)を使用して <u>(追加)</u> カードローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合。(以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。) ③ ～ ④ (略) ⑤ <u>当組合および提携組合の窓口(窓口端末機接続の暗証番号打鍵装置を設置している窓口に限る。) で入金および払戻しを行う場合。</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> ⑥ <u>その他当組合所定の取引をする場合。</u> (2) (略) 2. <u>(貯金機による入金)</u> (1) ～ (2) (略) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 3. <u>(支払機による払戻し)</u> (1) ～ (2) (略) (3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

改 正 後	改 正 前
<u>(4) 暗証番号打鍵装置を用いて窓口で払戻しを行う際には、当組合所定の払戻請求書に金額および届出の氏名を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、払戻しの際の1回あたりの限度額および限度額超過時の対応は前二項に定めるとおりです。</u> <u>(5) 当組合または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて払戻しをする際は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。</u> <u>(削除)</u> <u>4. (振込機による振込)</u> (1) ～ (4) (略) <u>(削除)</u> <u>(5) 振込金額と第5条第1項第2項に規定する振込手数料金額、自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その振</u>	<u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>4. (カードによる窓口での入金および払戻し)</u> <u>(1) カードによる窓口での入金の際は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。</u> <u>(2) カードによる窓口での払戻しの際は、当組合所定の払戻請求書に金額および届出の氏名（署名）を記入のうえカードとともに提出し、届出の暗証を暗証番号打鍵装置のボタンにより操作してください。</u> <u>なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに従ってください。</u> <u>(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の1回あたりの限度額は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。</u> <u>(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第6第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通貯金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、その払戻しはできません。</u> <u>5. (振込機による振込)</u> (1) ～ (4) (略) <u>(5) 振込機の当日扱い時間終了後および金融機関の休業日に振込機を使用した振込の依頼があったときは、その振込の手続きは、翌営業日の窓口営業時間内に振込の依頼があったものと同様に取扱います。</u> <u>(6) 振込金額と第6条第1項第2項に規定する振込手数料金額、自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その振</u>

改 正 後	改 正 前
払はできません。 <u>(6)</u> 振込機の操作を完了したときは、すみやかに振込先、振込金額、振込手数料金額および自動機利用手数料金額を「J Aキャッシュサービスご利用明細票」の記載内容により確認し、取引内容または残高に疑義のあるときは直ちに取扱店の窓口に応じ出してください。 <u>(7)</u> 振込機による振込依頼をした後に、通信機器、回線またはコンピュータ等の障害その他のやむをえない事由により振込金の入金不能または入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。 <u>5.</u> (自動機利用手数料等) (略) <u>6.</u> (代理人による預入れ・払戻しおよび振込) (略) <u>7.</u> (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い) <u>(削除)</u> 停電、故障等により貯金機、支払機および振込機による取扱いができない場合には、カードによる取引を一時行わないことがあります。この場合、当店または取扱店の窓口にご相談ください。 <u>8.</u> (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入) <u>9.</u> (本人確認) (1) <u>当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。</u> (2) <u>カードを、タブレット等を通して本人確認手段として利用する場合は、当組合または提携組合所定の操作手順にしたがって、当組合または提携組合の所定の端末にカードを挿入し、届出の暗証を正確に入力してください。</u> (3) <u>当組合または提携組合は、前記によりタブレット等に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行うものとします。</u>	払はできません。 <u>(7)</u> 振込機の操作を完了したときは、すみやかに振込先、振込金額、振込手数料金額および自動機利用手数料金額を「J Aキャッシュサービスご利用明細票」の記載内容により確認し、取引内容または残高に疑義のあるときは直ちに取扱店の窓口に応じ出してください。 <u>(8)</u> 振込機による振込依頼をした後に、通信機器、回線またはコンピュータ等の障害その他のやむをえない事由により振込金の入金不能または入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。 <u>6.</u> (自動機利用手数料等) (略) <u>7.</u> (代理人による預入れ・払戻しおよび振込) (略) <u>8.</u> (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い) <u>カード取引に必要な機器、</u>停電、故障等により貯金機、支払機および振込機による取扱いができない場合には、カードによる取引を一時行わないことがあります。この場合、当店または取扱店の窓口にご相談ください。 <u>9.</u> (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入) <u>(追加)</u>

改 正 後	改 正 前
<u>(4) 当組合または提携組合所定の場合には、前二項に加え、本人確認書類の提示等当組合所定の手続を行うことがあります。</u> 10. (カード・暗証の管理等) <u>(削除)</u> <u>(1) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。</u> <u>(2) 当組合または提携組合が、前記9の本人確認手続を行ったうえで、払戻し、払戻請求書、諸届その他の書類を取り扱った場合（当組合が貯金の払戻しに応じたことを含みます。）は、カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。ただし、後記11および12に定める場合にはこの限りではありません。</u> (3) (略) 11 ～ 12 (略) 13. (カードの紛失、届出事項の変更等) (1) (略) (2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）<u>およびタブレット等</u>により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機<u>およびタブレット等</u>の画面表示等の操作手順に従って貯金機、支払機、振込機<u>およびタブレット等</u>にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力して	10. (カード・暗証の管理等) <u>(1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的または電子的情報が、当組合が本人に交付したカードに関して登録されている電磁的または電子的情報と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。</u> <u>(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。</u> <u>(追加)</u> (3) (略) 11 ～ 12 (略) 13. (カードの紛失、届出事項の変更等) (1) (略) (2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）<u>(追加)</u>により届出ことができます。この場合、貯金機、支払機、振込機<u>(追加)</u>の画面表示等の操作手順に従って貯金機、支払機、振込機<u>(追加)</u>にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にか

改 正 後	改 正 前
ください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。 (3) (略) 14 ～ 18 (略) [J A カード (一体型) 規定] (略) 以上	かわらず、書面による届出は必要ありません。 (3) (略) 14 ～ 18 (略) [J A カード (一体型) 規定] (略) 以上